

平成 26 年度 特許庁産業財産権制度各国比較調査研究等事業

ASEAN 主要国及び台湾における特許及び商標の  
審査基準・審査マニュアルに関する調査研究報告書  
【商標編】

平成 27 年 3 月

一般社団法人 日本国際知的財産保護協会

AIPPI・JAPAN

## 7. 台湾

### 7. 1 台湾における商標関連法規

台湾における商標関連法規は、以下のとおりである。

- ・商標法 2011 年 6 月 29 日公布<sup>120</sup>
- ・商標法施行規則 2001 年 6 月 29 日経済産業省 10104604830 号修正公布<sup>121</sup>

### 7. 2 台湾知的財産庁で作成されている審査基準関連資料及びその概要

台湾智慧財産局(Taiwan Intellectual Property Office: 以下「TIPO」)においては、以下の審査基準関連資料が作成されている。

- ①商標識別性審査基準 2012 年 7 月 1 日施行  
(商標識別性審査基準 101 年<sup>122</sup>7 月 1 日生效)<sup>123</sup>  
2009 年 1 月 1 日初版発行発行、2012 年 7 月 1 日改訂  
総ページ数: 54 ページ

概要:

本審査基準は、商標識別性審査の根拠に関として案件を引用し、判断の例を示しながら判断基準を説明している。本審査基準の構成は下記のとおりである。

1. まえがき
2. 識別性の意義
3. 識別性の判断要素
4. 識別性審査

---

<sup>120</sup> 台湾商標法

<http://www.tipo.gov.tw/ct.asp?xItem=285900&ctNode=7047&mp=1> (中国語)

(最終アクセス日:2014 年 8 月 25 日)

<http://www.jpo.go.jp/shiryous/sonota/fips/pdf/taiwan/shouhyou.pdf> (日本語)

(最終アクセス日:2014 年 8 月 25 日)

<sup>121</sup> 台湾商標法施行規則

<http://www.tipo.gov.tw/ct.asp?xItem=285949&ctNode=7047&mp=1> (中国語)

(最終アクセス日:2015 年 1 月 6 日)

[http://www.jpo.go.jp/shiryous/sonota/fips/pdf/taiwan/shouhyou\\_kisoku.pdf](http://www.jpo.go.jp/shiryous/sonota/fips/pdf/taiwan/shouhyou_kisoku.pdf) (日本語)

(最終アクセス日:2014 年 8 月 25 日)

<sup>122</sup> 中華民国 101 年 = 西暦 2012 年

<sup>123</sup> 商標識別性審査基準

<http://www.tipo.gov.tw/ct.asp?xItem=285308&ctNode=7048&mp=1> (中国語)

(最終アクセス日:2014 年 8 月 27 日)

[http://www.chizai.tw/uploads/20131030\\_1533049517\\_識別性基準仮訳.pdf](http://www.chizai.tw/uploads/20131030_1533049517_識別性基準仮訳.pdf) (日本語)

(最終アクセス日:平成 26 年 8 月 27 日)

5. 証拠方法及び認定
6. その他注意事項

②ディスクレマーに関する審査基準 2012年7月1日施行  
(聲明不専用審査基準 101年<sup>124</sup>7月1日生效)<sup>125</sup>  
2009年11月16日初版発行、2012年7月1日改訂  
総ページ数: 53 ページ

概要:

台湾商標法において「商標図案の識別力を持たない部分が、商標権の範囲に疑義を生じる可能性がある場合に限り、ディスクレームする声明をしなければならない」とされており、本審査基準では案件を引用、例示しながらその判断基準について説明がされている。本審査基準の構成は下記のとおりである。

1. はじめに
2. 専用権放棄声明の意義と適用放棄
3. 専用権放棄声明をすべきか否かの判断
4. 専用権放棄声明が不必要なその他の状況
5. 専用権放棄をしてはならない状況
6. 声明の形式
7. その他の事項

③非伝統的商標審査基準 2012年7月1日施行  
(非傳統商標審査基準 101年<sup>126</sup>7月1日生效)<sup>127</sup>  
2004年6月10日初版発行、2012年7月1日改訂  
総ページ数: 31 ページ

概要:

台湾においては立体、色彩および音、動き、ホログラムといったタイプの非伝統的商標

---

<sup>124</sup> 中華民国 101 年 = 西暦 2012 年

<sup>125</sup> ディスクレマーに関する審査基準

<http://www.tipo.gov.tw/ct.asp?xItem=285309&ctNode=7048&mp=1> (中国語)

(最終アクセス日:2014 年 8 月 27 日)

[http://www.chizai.tw/uploads/20131031\\_1606686854\\_商標審査基準\\_\(不専用の声明\)\\_仮訳.pdf](http://www.chizai.tw/uploads/20131031_1606686854_商標審査基準_(不専用の声明)_仮訳.pdf)

(日本語)(最終アクセス日:2014 年 8 月 27 日)

<sup>126</sup> 中華民国 101 年 = 西暦 2012 年

<sup>127</sup> 非伝統的商標審査基準

<http://www.tipo.gov.tw/ct.asp?xItem=285299&ctNode=7048&mp=1> (中国語)

(最終アクセス日:2014 年 8 月 27 日)

[http://www.chizai.tw/uploads/20121228\\_1333099086\\_非伝統商標審査基準.pdf](http://www.chizai.tw/uploads/20121228_1333099086_非伝統商標審査基準.pdf) (日本語)

(最終アクセス日:2014 年 8 月 27 日)

の登録が認められている。本審査基準では、上記のそれぞれのタイプの非伝統的商標の審査基準について、国内外の例を引用しながら説明をしている。本審査基準の構成は下記のとおりである。

1. はじめに
2. 非伝統的商標
3. 立体商標
4. 色彩商標
5. 音の商標
6. 動きの商標
7. ホログラム商標
8. その他非伝統的商標
9. 結合による非伝統的商標
10. 非伝統的商標と意匠権及び著作権との競合関係

④混同の虞に関する基準 2012年7月1日施行  
(混淆誤認之虞審査基準 101年<sup>128</sup>7月1日生效)<sup>129</sup>  
2004年5月1日初版発行、2012年7月1日改訂  
総ページ数: 17 ページ

概要:

本審査基準では、混同誤認の概念と商標法の適用と認定に関してより明快に解明でき、また審査において参照できるように、「商標の同一又は類似」、「商標又は役務の同一又は類似」、「混同誤認の虞」の3者の関係を説明し、また混同の虞の有無の認定に対して参酌すべき関連要素が記載されている。

本審査基準の構成は以下の通りである。

1. はじめに
2. 商標類似、商品類似及び誤認の関係
3. 混同誤認の類型
4. 混同誤認の虞の有無の判断における参考要素
5. 各項参酌要素の内包

---

<sup>128</sup> 中華民國 101 年 = 西曆 2012 年

<sup>129</sup> 混同の虞に関する基準

<http://www.tipo.gov.tw/ct.asp?xItem=285300&ctNode=7048&mp=1> (中国語)

(最終アクセス日:2014年8月27日)

[http://www.chizai.tw/uploads/20131030\\_596231195\\_誤認混同基準仮訳.pdf](http://www.chizai.tw/uploads/20131030_596231195_誤認混同基準仮訳.pdf) (日本語)

(最終アクセス日:2014年8月27日)

6. 各項参酌要素間の相互作用関係
7. 混同誤認の衝突の排除

⑤商標法第 30 条第 1 項 11 号にける著名商標保護審査基準 2012 年 7 月 1 日施行  
(商標法第 30 条第 1 項第 11 款著名商標保護審査基準 101 年<sup>130</sup>7 月 1 日生效)<sup>131</sup>

概要:

本審査基準は主に、「商標が他人の著名な商標又は標章と同一又は類似するもので、関連する公衆に混同誤認を生じさせる虞がある場合」及び「商標が他人の著名商標又は著名標章と同一又は類似して、著名商標又は標章の識別性又は名声・信用を減損する虞がある場合」の判断について記載されている。本審査基準の構成は下記のとおりである。

1. まえがき
2. 第 30 項第 1 項 11 号前段規定の適用
3. 第 30 項第 1 項 11 号後段規定の適用

⑥小売サービスに関する審査基準 2012 年 7 月 1 日施行  
零售服務審査基準<sup>132</sup>  
2011 年 2 月 1 日初版発行、2012 年 7 月 1 日改訂  
総ページ数: 16 ページ

概要:

本審査基準は、小売サービスに定義を説明し、また各ケースにおける審査の参考情報を示している。本審査基準の構成は以下のとおりである。

1. はじめに
2. 定義と特徴
3. タイプ
4. 小売サービスの名称の審査

---

<sup>130</sup> 中華民国 101 年 = 西暦 2012 年

<sup>131</sup> 著名商標保護審査基準

<http://www.tipo.gov.tw/ct.asp?xItem=285301&ctNode=7048&mp=1> (中国語)

(最終アクセス日:2014 年 8 月 27 日)

[http://www.chizai.tw/uploads/20131030\\_725620841\\_著名性基準仮訳.pdf](http://www.chizai.tw/uploads/20131030_725620841_著名性基準仮訳.pdf) (日本語)

(最終アクセス日:2014 年 8 月 27 日)

<sup>132</sup> 小売サービスに関する審査基準

<http://www.tipo.gov.tw/ct.asp?xItem=285302&ctNode=7048&mp=1> (中国語)

(最終アクセス日:2014 年 8 月 27 日)

<http://www.tipo.gov.tw/ct.asp?xItem=175683&ctNode=6822&mp=2> (英語)

(最終アクセス日:2014 年 8 月 27 日)

5. 小売サービスとその他の商品又は役務の類似の判断原則
6. 小売サービスに対する商標の利用

#### ⑦証明標章、団体商標及び団体標章審査基準

(証明標章、團體商標及團體標章審査基準 101 年<sup>133</sup>7 月 1 日生效)<sup>134</sup>

2012 年 5 月 2 日発行、2012 年 7 月 1 日改訂

総ページ数: 73 ページ

#### 概要:

証明商標及び団体商標は通常の商標とその定義、性質及び機能が異なる。したがって、出願人資格や出願に必要な書類も異なるため、本審査基準ではこれらに関する情報や審査基準に関して記載されている。本審査基準の構成は以下のとおりである。

1. まえがき
2. 証明商標
3. 団体商標

#### ⑧有機という文字を含む商標/商品名の審査原則

(商標/商品含「有機」字樣之審査原則)<sup>135</sup>

2010 年 9 月 28 日初版発行、2012 年 7 月 20 日改訂

総ページ数: 5 ページ<sup>136</sup>

#### 概要:

本資料は、「農産物生産及び検証管理法」<sup>137</sup>と調和させるために、「有機」という文字を含む商標/商品名の審査原則を特別に作成し、まとめたものである。本資料の構成は下記のとおりである。

---

<sup>133</sup> 中華民國 101 年 = 西曆 2012 年

<sup>134</sup> 証明標章、団体商標及び団体標章審査基準

<http://www.tipo.gov.tw/ct.asp?xItem=285303&ctNode=7048&mp=1> (中国語)

(最終アクセス日:2014 年 8 月 27 日)

[http://www.chizai.tw/uploads/20121228\\_2046996623\\_証明標章・団体商標の審査基準.pdf](http://www.chizai.tw/uploads/20121228_2046996623_証明標章・団体商標の審査基準.pdf) (日本語)

(最終アクセス日:2014 年 8 月 27 日)

<sup>135</sup> 有機という文字を含む商標/商品名の審査原則

<http://www.tipo.gov.tw/ct.asp?xItem=155758&ctNode=7042&mp=1> (中国語)

(最終アクセス日:2015 年 1 月 20 日)

<sup>136</sup> PDF や MS-Word 等の文書形式ではないため、本資料を印刷した場合のページ数から 5 ページ相当とした。

<sup>137</sup> 「有機農産物」は「農産物生産及び検証管理法」に従い、検証機構は行政院農業委員会認証機構の認証を取得し且つ認証書類を受け取って初めて有機農産物に対して検証を行うことができると規定されている(台湾「証明標章、団体商標及び団体標章審査基準」2.2.2 出願人)。

1. はじめに
2. 適用範囲
3. 審査原則及び取扱い
  - (1) 「有機」という文字を含む商標
  - (2) 指定商品又は役務に「有機」という文字を含む場合
  - (3) 「有機材料」を含む商品又は役務を謳う商標
4. 商標登録時の注意事項

⑨商品及び役務の分類及び相互検索参考資料

(商品及サービス分類暨相互検索参考資料)<sup>138</sup>

2014年7月発行

総ページ数: 227 ページ

概要:

本資料は商品及び役務の類似を相互検索することを目的とした資料であり、JPOの「商品及び役務の区分」に基づく類似商品・役務審査基準」に類似する資料である。本資料の構成は下記の通りである。

- ・序文
- ・はじめに
- ・商品及び役務の分類
- ・第1類～第45類の類似群コード

---

<sup>138</sup> 商品及び役務の分類及び相互検索参考資料

<http://www.tipo.gov.tw/lp.asp?CtNode=7551&CtUnit=3675&BaseDSD=7&mp=1> (中国語)

(最終アクセス日: 2015年1月9日)

## 7. 2. 1 審査基準関連資料の法的な位置付け及び法的拘束力

台湾において公開されている審査基準関連資料の位置付けは以下のとおりである。

- ①商標識別性審査基準
- ②ディスクレーマーに関する審査基準
- ③非伝統的商標審査基準
- ④混同の虞に関する審査基準
- ⑤著名商標保護審査基準
- ⑥小売サービスに関する審査基準
- ⑦証明標章、団体商標及び団体標章審査基準
- ⑧有機という文字を含む商標/商品名の審査原則
- ⑨商品及び役務の分類及び相互検索参考資料

台湾の審査基準資料は分野別に分かれているが、知的財産庁及び法律事務所へのアンケート及びヒアリングによると「各審査基準等に対して法的拘束力がある」との回答を得た。その根拠としては、行政手続法<sup>139)</sup>により「審査官は審査基準等に従う義務がある」ことを挙げている。出願人が法的に拘束されるわけではない。また、「裁判で審査基準等が尊重される」という回答を得た。ヒアリングにおいて、「大法官會議(憲法法定)<sup>140)</sup>判決第 216 号<sup>141)</sup>では、“行政命令は法規に対する行政機関の見解であり、決して法規自体ではなく、裁判官は引用することができるが、それに拘束されない”との判断が行われている<sup>142)</sup>との情報を得ている。ただし実際は「審査基準が直接判断に使用されるわけではないが、商標法と審査基準等が紐付されており(対応が明確である)、商標法の条文が示されると審査基準の関連部分もあわせて引用されることが多い」との情報も併せて得ている。

<sup>139)</sup> 行政程序法第 159 條 (行政手続法第 159 条)

行政規則とは、行政の内部において、行政組織や行政行為等の事項に関して、上級機関が下級機関に対し、また上司が部下に対し発するところの、外部的な法規範的効力を直接には有しない一般的・抽象的規定をいう。行政規則は、以下の各号に規定するものを含む。

一 行政機関内部における組織、事務の分配、業務処理の方式、人事管理等に係る一般的規定

二 下級機関の統一的な法令解釈、事実認定及び裁量権の行使に資するために発する解釈規定及び裁量基準

(参考) 日弁連「政治大学での質問事項」に対する回答 (台湾政治大学法学部)

<http://www.tala.org.tw/event/090922.pdf> p.9 (日本語) (最終アクセス日:2015 年 1 月 28 日)

<sup>140)</sup> 台湾大法官會議 Justices of the Constitutional Court

[http://en.wikipedia.org/wiki/Judicial\\_Yuan](http://en.wikipedia.org/wiki/Judicial_Yuan) (英語) (最終アクセス日:2015 年 1 月 21 日)

<sup>141)</sup> 大法官會議判決第 216 号 Interpretation No. 216 of Justices of the Constitutional Court

[http://www.judicial.gov.tw/constitutionalcourt/p03\\_01.asp?expno=216](http://www.judicial.gov.tw/constitutionalcourt/p03_01.asp?expno=216) (英語)

(最終アクセス日:2015 年 1 月 21 日)

<sup>142)</sup> 司法院大法官の解釈と台湾の民主政治・法治主義の発展 (元台湾司法院長、政治大学兼任教授 翁 岳生)

[http://www.iats.gr.jp/journal/pdf/gakkaiho013\\_08.pdf#search=%E5%A4%A7%E6%B3%95%E5%AE%98%E4%B C%9A%E8%AD%B0+%E5%88%A4%E5%AE%9A%E7%AC%AC216](http://www.iats.gr.jp/journal/pdf/gakkaiho013_08.pdf#search=%E5%A4%A7%E6%B3%95%E5%AE%98%E4%B C%9A%E8%AD%B0+%E5%88%A4%E5%AE%9A%E7%AC%AC216) (日本語)

(最終アクセス日:2015 年 1 月 21 日)



## 7. 2. 2 審査基準関連資料の作成及び改訂

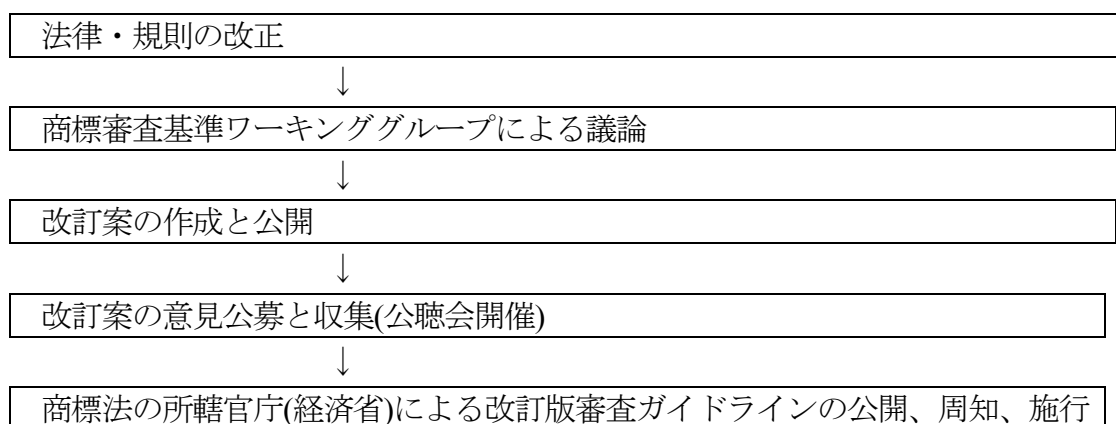
### (1) 審査基準関連資料改訂の理由

審査基準関連資料の改訂の理由としては、次の理由が挙げられる。

- ・ 関係法令の変更
- ・ 判決による解釈の変更
- ・ 出願人からの要望
- ・ 審査業務において問題を見つけた場合  
(審査結果の一貫性を確保するため)

### (2) 審査基準関連資料の改訂の流れ

TIPO における審査基準関連資料の作成及び改訂の流れは下記のとおりである。



### 7. 2. 3 審査基準関連資料の改訂の頻度

TIPO が作成・公開している審査基準関連資料などの更新頻度並びに最新の改訂・発行時期は下記のとおりである。

#### ①商標識別性審査基準

発行時期: 2009年1月  
改訂の頻度: 不定期  
最近の改訂時期: 2012年7月  
改訂の概要: 商標法改正のため

#### ②ディスクレマーに関する審査基準

発行時期: 2009年11月  
改訂の頻度: 不定期  
最近の改訂時期: 2012年7月  
改訂の概要: 商標法改正のため

#### ③非伝統的商標審査基準

発行時期: 2004年6月  
改訂の頻度: 不定期  
最近の改訂時期: 2012年7月  
改訂の概要: 商標法改正のため

#### ④混同の虞に関する審査基準

発行時期: 2004年4月  
改訂の頻度: 不定期  
最近の改訂時期: 2012年7月  
改訂の概要: 商標法改正のため

⑤著名商標保護審査基準

発行時期: 2007年11月  
改訂の頻度: 不定期  
最近の改訂時期: 2012年7月  
改訂の概要: 商標法改正のため

⑥小売サービスに関する審査基準

発行時期: 2011年1月  
改訂の頻度: 2012年7月  
最近の改訂時期: 不定期  
改訂の概要: 商標法改正のため

⑦証明標章、団体商標及び団体標章審査基準

発行時期: 2007年7月  
改訂の頻度: 2012年7月  
最近の改訂時期: 不定期  
改訂の概要: 商標法改正のため

⑧有機という文字を含む商標/商品名の審査原則

発行時期: 2010年  
改訂の頻度: 不定期  
最近の改訂時期: 2012年  
改訂の概要: 農産物生産及び検証管理法との調和のため

⑨商品及び役務の分類及び相互検索参考資料

発行時期: 2014年7月  
改訂の頻度: 不定期  
最近の改訂時期: 未改訂  
改訂の概要: ニース分類第10版対応のため

### 7. 3 商品・役務の区分に関して

台湾はニース協定には加入していないが、ニース分類に基づく国際分類を採用している<sup>143</sup>。指定商品・役務の区分及び表示の判断方法、商品・役務の類否の判断方法は下記のとおりである。

#### 7. 3. 1 指定商品・役務の区分及び表示の判断方法

商標法施行規則第 19 において、商標・役務の区分は別表(ニース分類に従う分類表)に従って願書に指定商品又は役務を記載するように定められている。しかし、指定商品・役務の区分及び表示の判断に関しては具体的に記述された資料はない。

#### 7. 3. 2 商品・役務の類否の判断方法

商品・役務の区分の類否の判断に関して、公開している審査基準に照らして判断している。

基準名: 商品及び役務の分類及び相互検索参考資料<sup>144</sup>

基準名: 誤認混同の虞に関する審査基準<sup>145</sup>

5. 各項 参酌要素の内包

5.3 商品又は役務の類否及び類似の程度

基準名: 小売サービスに関する審査基準<sup>146</sup>

5. 小売役務と他の商品又は役務間の類否判断の指針

「商品及び役務の分類及び相互検索参考資料」においては、商品及び役務の分類の類似を相互検索することを目的とした資料であり、JPO の「商品及び役務の区分に基づく類似商

<sup>143</sup> ニース分類第 10 版 2015 年版

<http://www.tipo.gov.tw/ct.asp?xItem=540559&ctNode=7573&mp=1> (中国語)

(最終アクセス日: 2015 年 1 月 22 日)

<sup>144</sup> 商品及び役務の分類及び相互検索参考資料

<http://www.tipo.gov.tw/lp.asp?CtNode=7551&CtUnit=3675&BaseDSD=7&mp=1> (中国語)

(最終アクセス日: 2015 年 1 月 9 日)

<sup>145</sup> 誤認混同の虞に関する審査基準

<http://www.tipo.gov.tw/ct.asp?xItem=175681&ctNode=6822&mp=2> (中国語) (英語)

(最終アクセス日: 2014 年 12 月 15 日)

<sup>146</sup> 小売サービスに関する審査基準

<http://www.tipo.gov.tw/ct.asp?xItem=175683&ctNode=6822&mp=2> (中国語) (英語)

(最終アクセス日: 2014 年 12 月 15 日)

品・役務審査基準」に類似する資料である。また補足の資料として、「商品及び役務に分類の類似群コード表(ニース分類第 10 版-2015 年版)」<sup>147</sup>も公開されている。本類似群コード表においては TIPO の類似群コードと JPO の類似群コードが対比して表示されている。

また、「誤認混同の虞に関する審査基準 5.3」においては、商品及び役務の類否の認定、類似群グループの概念を用いた「商品及び役務の分類及び相互検索参考資料」の意義、商品又は役務の類否及び類似の程度、判断に関して記載がされている。

「小売サービスに関する審査基準 5.」においては、一般商品の小売サービスにおける類似、一般商品の小売サービスと特定商品の小売サービスの類似、一般商品の小売サービスと商品自体の類似、一般商品の小売サービスと他のサービスの類似に関する判断について記載がされている。

---

<sup>147</sup> 商品及び役務に分類の類似群コード表 (ニース分類第 10 版-2015 年版)  
(臺日尼斯分類商品及服務類似組群碼對應表(第 10-2015 版))  
<http://www.tipo.gov.tw/ct.asp?xItem=540793&ctNode=7573&mp=1> (中国語、英語、日本語併記)  
(最終アクセス日:2015 年 1 月 22 日)

## 7. 4 審査基準関連資料の内容について

### 7. 4. 1 自国以外の歴史上の人物名からなる商標登録出願に関する規定

関連する内容として下記が記載されている。ただし、歴史上の人物名及び自国以外の歴史上の人物名に関してという制限はないが、自国以外の歴史上の人物名からなる商標登録出願に関しては本規定に含まれる。

基準名：識別性審査基準<sup>148</sup>

#### 4.6 氏、名及び肖像

##### 4.6.1 氏

##### 4.6.2 氏名

##### 4.6.4 書籍、映画、劇等作品中の従来知られた人物名称

上記の記載の内容は以下の通りである。

#### 4.6.1 氏

氏が商品又は役務に使用されるのは、通常は単に事業主の氏を表示するためであって、出所の商標としてではない。競争関係にある同業者が同一の氏を使用すると、関連消費者は氏によって出所を識別することができない。また、競争の観点から言えば、同一の氏の競争関係にある同業者には、市場進出した時期が先か後を問わず、いずれにしても自由に自己の氏を使用する必要がある。それ故、原則として、出願人が氏を商標とする場合、識別性を有さず、後天的識別性を取得したこと証明して初めて登録することができる。氏に「氏」、「家」、「記」等の文字が結合された場でも、依然として氏の含意から切り離されてはならず、単純な氏と同様であり、同一の識別性判断原則が適用される。氏にその他の文字が結合された後、単純な氏の意義から既に切り離されている場合は、登録を許可することができる。

#### 4.6.2 氏名

氏名は原則として識別性を有する。他者の著名な氏名、芸名、筆名、字(あざな)を商標登録出願(商 30 I ⑬)したのではないかぎり、またその他登録してはならない状況でない限り、原則として登録を許可する。氏名は署名の形式で表現された場合、その識別性は氏名と同一の判断原則が適用される。

<sup>148</sup> 商標識別性審査基準

<http://www.tipo.gov.tw/ct.asp?xItem=285308&ctNode=7048&mp=1> (中国語)

(最終アクセス日:2014年8月27日)

[http://www.chizai.tw/uploads/20131030\\_1533049517\\_識別性基準仮訳.pdf](http://www.chizai.tw/uploads/20131030_1533049517_識別性基準仮訳.pdf) (日本語)

(最終アクセス日:2014年8月27日)

#### 4.6.4 書籍、映画、劇等作品中の従来知られた人物名称

書籍、映画、劇等作品中において、従来知られるようになった人物名称、例えば「紅樓夢」の林黛玉と賈宝玉、「水滸伝」の宋江、「西遊記」の唐三蔵と孫悟空、「飄」の郝思嘉といった架空の人物名称は消費者にとって、作品中の特定の役割内包であるに過ぎない。これらをポスター、写真、小さい彫像、動画、ビデオテープ、光ディスク、書籍、書籍衣装、テレビ番組、舞台劇の公演等に使用すると、関連消費者はそれが商品又は役務の内容の説明であることを容易に認識することができるため、通常識別性を有しない。現在流行している又は広く人気となった小説、映画、テレビ又は舞台劇における架空の人物は、しばしば作品が散布されるに伴って広く人々に知られようなる。もし架空の人物の名称が既に消費者の心の中において鮮明な印象をもたらしており、出所を指示する機能がある場合は、識別性を有し、著作権者又はその同意を得た者は、これによって商標登録を出願することができる。非著作権者又はその同意を得た者による商標登録出願は、消費者に出所を混同させるか又はその識別性を減損する可能性があため、登録してはならない(商標 30 I ⑩)。

## 7. 4. 2 地理的表示・原産地呼称を商標として登録するための規定

台湾における地理的表示・原産地呼称を商標として保護するための規定は以下のとおりである。

### (1)地理的表示・原産地呼称を保護する法律(制度)

台湾においては地理的表示・原産地呼称は、商標法によって、団体商標又は証明商標(第72～80条)として保護される。

### (2)地理的表示・原産地呼称の主体要件の審査

商標法において地理的表示・原産地呼称を団体商標又は証明商標として登録を行う場合、出願人の主体要件が審査される。出願人の資格及び代表性に関する条件及び審査に関して、以下に記載がある。

基準名: 証明標章、団体商標及び団体標章審査基準

- 2. 証明商標
  - 2.3 産地証明商標の審査
    - 2.3.2 出願人
- 3. 団体商標
  - 3.2 出願の審査
    - 3.2.2 出願人の資格及び代表性

上記審査基準における証明商標部分の「2.3.2.1 出願人の資格及び証明能力」においては、下記内容が記載されている。

#### 2.3.2.1 出願人の資格及び証明能力

産地証明標章出願人は、出願人資格及び証明能力を有しなければならない(商 81I、本基準 2.2.2.1 参照)。証明能力の部分において、産地証明標章は主に産地を証明するためのものであり、一般的に政府機関は、地名の使用に対して管理制御権を有するため、それによって産地証明標章の使用基準を確立し標章使用に対して監督制御を行うのが望ましく、政府機関又は政府機関によって授権された法人、団体から出願が提出されたのではない場合、出願人は、それが地名の使用に対して管理制御能力を有することについて説明し、且つ関連証拠を提出しなければならない。

産地証明標章の出願人は、標章の使用を監督制御する能力を有するほか、当該地理区域限定範囲内における生産製造、販売等の関連業者を十分に代表して出願を提出しなければならない。「代表性」とは、特定の地理区域内において、当該区域を代表して証明する商品又は役務に従事する業者の地位を有することを指す。政府機関又は政府機関によって授権された法人、団体から出願が提出される場合、原則的には、それが代表性を有することを推



定することができる。政府機関又は政府機関によって授権された法人、団体から出願が提出されるのではない場合、出願人が代表性を有するか否かは、出願人成立の時間、当該地区において熟知される程度、当該地区において制御可能な業者割合及び出願人の当該地区製品の品質、特性、生産状況、技術事項、生産製造業者等の情報に通じている程度から判断することができ、出願人の代表性に対して疑義がある場合は、商品又は役務中央目的事業主務官庁に意見を問い合わせることができる(商 82 II)。以下略

上記審査基準における団体商標部分の「3.2.2 出願人の資格及び代表性」においては、下記内容が記載されている。

### 3.2.2 出願人の資格及び代表性

団体商標出願人は、法人資格を有する公会(組合)、協会又はその他の団体でなければならない(商 88I)。民間団体が単に民間団体法に基づいて主務官庁の許可により立案されたものである場合、法人資格を有しないため、法に基づいて該当する地方裁判所に対し法人登記をして初めて法人資格を取得することができる。したがって、出願人は、法に基づいて該当する地方裁判所に対して法人登記をした法人登記証書を添付しなければならない。農会法、漁会法、合作社法、商業団体法、工業団体法、教育会法によって設立された農会、漁会、合作社、公会、教育会等の団体は、それぞれの当該法規によって設立された際に法人資格を有したため、出願人は、立案証明書等の証明書類だけを添付すればよい。

団体商標は、団体によって会員が使用するために提供されるものであるため、出願人は、「人」を集合体とする公会、協会又はその他の団体でなければならない。財団法人は、「財産」を集合体としており、会社は営利性社団法人であるが、会社は自己を営業主として、個別株主名義で対外営業行為を行うわけではないため、団体商標をもって団体会員から提供される商品又は役務を指し示す必要はなく、自然人は、権利能力を有するが、「公会、協会又はその他の団体」ではない。したがって、これら三者はともに適格な団体商標出願人ではない。

## 7. 4. 3 登録要件や不登録事由に関する規定

### (1)登録要件に関する規定

商標法第 29 条において、下記に該当する商標は登録できないとされている。

1. 指定した商品又は役務の品質、用途、原料、産地又は関連する特性を描写する説明のみで構成されたもの
2. 指定した商品又は役務の慣用標章又は名称のみで構成されたもの
3. その他、識別性を具えていない標識のみで構成されたもの

上記登録要件に係る識別性に関する審査基準として、下記が挙げられている。

基準名: 識別性審査基準

2. 識別性の意義
3. 識別性判断要素
4. 識別性審査
5. 証拠方法及び認定

### (2)不登録事由に関する規定

商標法第 30 条において、登録できない商標が定められている。なお、本条文に対応する審査基準には、「公序良俗を害するもの」等整備されていないものが存在しており、現在作成中であるとの情報を得ている。その他、不登録事由に関する審査基準は下記のとおりである。また、上記(1)登録要件に関する規定で示した審査基準には、不登録要件と理解できる部分が含まれており、本項においても不登録事由に関する規定として挙げる。

基準名: 識別性審査基準

2. 識別性の意義
3. 識別性判断要素
4. 識別性審査
5. 証拠方法及び認定
6. その他注意事項
- 6.1 拒絶条項の適用

## 7. 台湾

### (1) 知的財産庁

- ・ Taiwan Intellectual Property Office (TIPO)

<http://www.tipo.gov.tw/>

(最終アクセス日:2015年2月12日)

### (2) 商標関連法規・規則等

- ・ 商標法 2011年6月29日公布

<http://www.tipo.gov.tw/ct.asp?xItem=285900&ctNode=7047&mp=1>

(中国語) (最終アクセス日:2014年8月25日)

<http://www.jpo.go.jp/shiryousonota/fips/pdf/taiwan/shouhyou.pdf>

(日本語) (最終アクセス日:2014年8月25日)

- ・ 商標法施行規則 2001年6月29日経済産業省10104604830号修正公布

<http://www.tipo.gov.tw/ct.asp?xItem=285949&ctNode=7047&mp=1>

(中国語) (最終アクセス日:2015年1月7日)

[http://www.jpo.go.jp/shiryousonota/fips/pdf/taiwan/shouhyou\\_kisoku.pdf](http://www.jpo.go.jp/shiryousonota/fips/pdf/taiwan/shouhyou_kisoku.pdf)

(日本語) (最終アクセス日:2014年8月25日)

### (3) 審査基準関連資料

- ・ 商標識別性審査基準

<http://www.tipo.gov.tw/ct.asp?xItem=285308&ctNode=7048&mp=1>

(中国語) (英語) (最終アクセス日:2014年8月27日)

[http://www.chizai.tw/uploads/20131030\\_1533049517\\_%E8%AD%98%E5%88%A5%E6%80%A7%E5%9F%BA%E6%BA%96%E4%BB%AE%E8%A8%B3.pdf](http://www.chizai.tw/uploads/20131030_1533049517_%E8%AD%98%E5%88%A5%E6%80%A7%E5%9F%BA%E6%BA%96%E4%BB%AE%E8%A8%B3.pdf)

(日本語) (最終アクセス日:2014年8月27日)

- ・ ディスクレーマーに関する審査基準

<http://www.tipo.gov.tw/ct.asp?xItem=285309&ctNode=7048&mp=1>

(中国語) (英語) (最終アクセス日:2014年8月27日)

[http://www.chizai.tw/uploads/20131031\\_1606686854\\_%E5%95%86%E6%A8%99%E5%AF%A9%E6%9F%BB%E5%9F%BA%E6%BA%96%EF%BC%88%E4%B8%8D%E5%B0%82%E7%94%A8%E3%81%AE%E5%A3%B0%E6%98%8E%EF%BC%89%E4%BB%AE%E8%A8%B3.pdf](http://www.chizai.tw/uploads/20131031_1606686854_%E5%95%86%E6%A8%99%E5%AF%A9%E6%9F%BB%E5%9F%BA%E6%BA%96%EF%BC%88%E4%B8%8D%E5%B0%82%E7%94%A8%E3%81%AE%E5%A3%B0%E6%98%8E%EF%BC%89%E4%BB%AE%E8%A8%B3.pdf) (日本語) (最終アクセス日:2014年8月27日)

- ・ 非伝統的商標審査基準

<http://www.tipo.gov.tw/ct.asp?xItem=285299&ctNode=7048&mp=1>

(中国語) (英語) (最終アクセス日: 2014 年 8 月 27 日)

[http://www.chizai.tw/uploads/20121228\\_1333099086\\_%E9%9D%9E%E4%BC%9D%E7%B5%B1%E5%95%86%E6%A8%99%E5%AF%A9%E6%9F%BB%E5%9F%BA%E6%BA%96.pdf](http://www.chizai.tw/uploads/20121228_1333099086_%E9%9D%9E%E4%BC%9D%E7%B5%B1%E5%95%86%E6%A8%99%E5%AF%A9%E6%9F%BB%E5%9F%BA%E6%BA%96.pdf) (日本語) (最終アクセス日: 2014 年 8 月 27 日)

- ・ 混同の虞に関する審査基準

<http://www.tipo.gov.tw/ct.asp?xItem=285300&ctNode=7048&mp=1>

(中国語) (英語) (最終アクセス日: 2014 年 8 月 27 日)

[http://www.chizai.tw/uploads/20131030\\_596231195\\_%E8%AA%A4%E8%AA%8D%E6%B7%B7%E5%90%8C%E5%9F%BA%E6%BA%96%E4%BB%AE%E8%A8%B3.pdf](http://www.chizai.tw/uploads/20131030_596231195_%E8%AA%A4%E8%AA%8D%E6%B7%B7%E5%90%8C%E5%9F%BA%E6%BA%96%E4%BB%AE%E8%A8%B3.pdf) (日本語) (最終アクセス日: 2014 年 8 月 27 日)

- ・ 著名商標保護審査基準

<http://www.tipo.gov.tw/ct.asp?xItem=285301&ctNode=7048&mp=1>

(中国語) (英語) (最終アクセス日: 2014 年 8 月 27 日)

[http://www.chizai.tw/uploads/20131030\\_725620841\\_%E8%91%97%E5%90%8D%E6%80%A7%E5%9F%BA%E6%BA%96%E4%BB%AE%E8%A8%B3.pdf](http://www.chizai.tw/uploads/20131030_725620841_%E8%91%97%E5%90%8D%E6%80%A7%E5%9F%BA%E6%BA%96%E4%BB%AE%E8%A8%B3.pdf)

(日本語) (最終アクセス日: 2014 年 8 月 27 日)

- ・ 小売サービスに関する審査基準

<http://www.tipo.gov.tw/ct.asp?xItem=285302&ctNode=7048&mp=1>

(中国語) (英語) (最終アクセス日: 2014 年 8 月 27 日)

- ・ 証明標章、団体商標及び団体標章審査基準

<http://www.tipo.gov.tw/ct.asp?xItem=285303&ctNode=7048&mp=1>

(中国語) (英語) (最終アクセス日: 2014 年 8 月 27 日)

[http://www.chizai.tw/uploads/20121228\\_2046996623\\_%E8%A8%BC%E6%98%8E%E6%A8%99%E7%AB%A0%E3%83%BB%E5%9B%A3%E4%BD%93%E5%95%86%E6%A8%99%E3%81%AE%E5%AF%A9%E6%9F%BB%E5%9F%BA%E6%BA%96.pdf](http://www.chizai.tw/uploads/20121228_2046996623_%E8%A8%BC%E6%98%8E%E6%A8%99%E7%AB%A0%E3%83%BB%E5%9B%A3%E4%BD%93%E5%95%86%E6%A8%99%E3%81%AE%E5%AF%A9%E6%9F%BB%E5%9F%BA%E6%BA%96.pdf) (日本語) (最終アクセス日: 2014 年 8 月 27 日)

- ・ 有機という文字を含む商標/商品名の審査原則

<http://www.tipo.gov.tw/ct.asp?xItem=155758&ctNode=7042&mp=1>

(中国語) (最終アクセス日: 2015 年 1 月 20 日)

- ・商品及び役務の分類及び相互検索参考資料

<http://www.tipo.gov.tw/lp.asp?CtNode=7551&CtUnit=3675&BaseDSD=7&mp=1>

(中国語) (最終アクセス日: 2015年1月8日)